

プレスリリース

2021.3.5

かながわ市民オンブズマン

1. お知らせすることの内容

私たち、かながわ市民オンブズマンを原告とし横浜市長を被告とする、カジノの差止め（カジノ事業者に対する山下ふ頭市有地の貸付等の差止め）を求める住民訴訟について、横浜地方裁判所は本年2月24日「本件訴えを却下する」との判決を下しました。

私たちは、判決後の記者会見で、今後どうするか（控訴するか、新たに住民監査請求をするか）については役員会を開いて決めると申しあげました。

その後、本日の役員会で

- ①控訴はしない。
- ②本年5月に開かれる年次総会で意思統一をした上で、同趣旨の住民監査請求をあらためて行う。

旨を決定しましたので、お伝えします。

2. 説明

(1) 財務会計行為（本件の場合「土地貸付契約等の締結」）の事前差止めを求める住民訴訟が適法とされる要件は、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される」こと（地方自治法242条1項）ですが、その基準日は（訴訟の口頭弁論終結時点ではなく）住民監査請求の時点（本件の場合2020年3月9日～18日）に遡ります。地裁判決は、この時点では土地貸付契約等の締結が「相当の確実さをもって予測」されたとは言えない、と判断したものです。

(2) 一方、「I R誘致」の準備活動は、昨年3月以降も着々と進行し、国の基本方針にもとづき、横浜市自身の実施方針・募集要項が確定し(2021.1.21)、事業者を募集中という段階に至っています。

しかし、昨年の監査請求より後の事実は、いま係属中の住民訴訟の適法性を認める根拠にはなりません。

(3) 控訴をした場合の論点は、「2020年3月の時点で土地貸付が相当の確実さをもって予測された」か否かということに絞られてしまいます。

この点を肯定する判断を東京高裁から引き出すために時間とエネルギーを費やすよりも、現時点までの進行状況を前提として同趣旨の住民監査請求をあらためて提起することのほうが、実質的争点に対する裁判所の判断を促す上で合理的であろうと判断しました。

ちなみに、本件のように監査委員が「門前払い」を続けている間は、同一趣旨の住民監査請求を何度でもくりかえすことが可能です。

(4) かながわ市民オンブズマンは、5月7日(金)に今年の定期総会を予定しています。

この総会にはかった上で、私たちは同月中には「カジノ事業者に対し、山下ふ頭の市有地を貸付ける行為の差止め」を求める住民監査請求をあらためて起こす予定です。その際には、趣旨に賛同する他の住民団体もお誘いしようと考えています。

連絡先

大川隆司法律事務所

所在地 横浜市中区尾上町1-4-1 関内S Tビル10階

電話 045-664-7818

FAX 045-664-7822

メール t-ohkawa@eos.ocn.ne.jp

以上